

## ～認定こども園保育所部・保育所の継続利用について～

認定こども園（保育所部）・保育所は、保護者が働いている場合や、病気などで、家庭での保育ができない場合に乳幼児を保育する施設です。入園できる児童は、保護者及び同居の祖父母などが『保育を必要とする事由』のいずれかに該当し、家庭での保育ができないと認められる場合です。

次年度の継続利用を希望される場合は、下記①②（世帯の状況によっては追加で③）を期日までに提出してください。

※詳細につきましては、アプリにて配信しております『令和6年度（2024年度）版 明和町 認定こども園・保育所 利用案内』をご覧くださいませようお願いします。

継続利用に必要な書類		備考
①	令和6年度 教育・保育給付認定申請書兼 保育所・認定こども園利用申込書	・子ども1人につき、1枚必要です。
②	保育を必要とする事由に関する証明書等	・保育認定を受けるために、それぞれの保育事由に対応した要件確認書類の提出が必要です。証明書類や証明機関によっては、発行に時間がかかることがありますので、早めの準備をお願いします。 ・各事由の必要書類は、★ <u>提出書類</u> をご確認ください。
③	世帯の状況により必要な書類	・以下の状況に該当する場合は、★ <u>世帯の状況により必要な書類</u> をご確認ください。 ひとり親家庭、生活保護世帯、単身赴任の保護者

### ★提出書類

各証明書は修正液、修正テープでの修正は不可です。二重線で見え消し修正のうえ訂正印が必要です。

保育を必要とする事由	提出書類
I 就労 ※月48時間以上	<b>●保護者が雇用されている場合</b> <input type="checkbox"/> 就労証明書（所定様式：国様式） 勤務先の証明を受けてください。
	<b>●保護者が自営業（法人）の場合</b> <input type="checkbox"/> 就労証明書（所定様式：国様式） 勤務先の証明を受けてください。

保育を必要とする事由	提出書類
I 就労 ※月48時間以上	<p><b>●保護者が親族の自営業(法人)に従事している場合</b>            以下の2つの書類が必要です。  <input type="checkbox"/> 就労証明書(所定様式:国様式)            勤務先の証明を受けてください。  <input type="checkbox"/> 直近の給与費明細書の写し</p>
	<p><b>●保護者が自営業(個人事業主)の場合</b>            「就労証明書」とA、Bいずれか1つの書類が必要です。  <input type="checkbox"/> 就労証明書(所定様式:国様式)            A. 追加書類:事業を令和5年1月以降に開始した場合は、以下の中から1つ  <input type="checkbox"/> 開業届の写し  <input type="checkbox"/> 営業許可証の写し  <input type="checkbox"/> 契約書等、事業を開始していることが分かる書類            ※農業委員会、商工会等が発行する証明書等            B. 追加資料:事業を令和4年12月以前に開始した場合は、以下の中から1つ  <input type="checkbox"/> 前年分の税申告書の写し            ※税申告がまだの方は、至急申告を済ませ、申告書の写しをご用意ください。</p>
	<p><b>●保護者が親族等の営む自営業(個人事業主)に従事している場合</b>            「就労証明書」と親族等のA、Bいずれか1つの書類が必要です。  <input type="checkbox"/> 就労証明書(所定様式:国様式)            A. 追加書類:事業を令和5年1月以降に開始した場合は、以下の中から1つ  <input type="checkbox"/> 開業届の写し  <input type="checkbox"/> 営業許可証の写し  <input type="checkbox"/> 契約書等、事業を開始していることが分かる書類            ※農業委員会、商工会等が発行する証明書等            B. 追加資料:事業を令和4年12月以前に開始した場合は、以下の中から1つ  <input type="checkbox"/> 前年分の税申告書の写し            ※税申告がまだの方は、至急申告を済ませ、申告書の写しをご用意ください。            ※入園後の現況届には、確定申告書の写し(「専従者控除欄」にお名前が記入されたページ)が必要です。</p>
	<p><b>●保護者が内職の場合</b>            以下の4つの書類が必要です。  <input type="checkbox"/> 就労証明書(所定様式:国様式)…発注者の証明が必要  <input type="checkbox"/> 家庭内労働手帳  <input type="checkbox"/> 直近1か月の注文伝票  <input type="checkbox"/> 直近1か月の受入伝票または収入実績            ※入園後の現況届には、直近3ヶ月分の注文伝票・受入伝票(または収入実績)の提出が必要です。書類の確認できない場合は、就労事由に該当と認められないため退園となります。</p>
	<p><b>※必要に応じて追加の書類を提出していただきます。</b></p>

保育を必要とする事由		提出書類
2	妊娠・出産	<b>●産前・産後の場合</b> <input type="checkbox"/> 母子手帳 表紙と出産予定日記載ページの写し。
		<b>●妊娠に伴う心身の不調の場合</b> <input type="checkbox"/> 医師の診断書または意見書 医療機関が証明する「家庭で保育が困難」の記載必要。
3	疾病・障がい等	<b>●保護者の疾病・傷病の場合</b> <input type="checkbox"/> 医師の診断書または意見書 医療機関が証明する「家庭で保育が困難」の記載必要。 傷病名が記載されたもの。
		<b>●保護者に障がいがある場合</b> <input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し 手帳番号、本人欄、障がい名等が確認できる部分の写し。
4	看護・介護 ※同居親族の常時看護・介護	<b>●同居親族の看護の場合</b> 以下の3つの書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 医師の診断書、意見書 医療機関が証明する「家庭で保育が困難」の記載必要。 傷病名が記載されたもの。 <input type="checkbox"/> 「看護・介護申出書」 <input type="checkbox"/> 「介護等状況申告書」
		<b>●同居親族の介護の場合</b> 以下の2つの書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し 要介護状態がわかるもの。 <input type="checkbox"/> 介護サービスのスケジュールの写し
5	災害復旧	<b>●保護者が被災(震災、風水害、火災など)し、その復旧に当たっている場合</b> 以下のうち1つを提出 <input type="checkbox"/> 災害を証明する書類 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等
6	求職活動	<b>●保護者が求職活動を継続的に行っている場合 ※年度内1回のみ</b> <input type="checkbox"/> 「求職中の保育の必要性の認定に係る誓約書」 ※入園後、3ヶ月以内に月48時間以上の仕事に就労すること。 就労できなかった場合は、退園となります。
7	就学	<b>●保護者が就学している場合</b> 以下の2つの書類を提出 <input type="checkbox"/> 合格通知または在学証明書 <input type="checkbox"/> 年間カリキュラム・時間割がわかる書類

保育を必要とする事由		提出書類
8	継続利用で 育児休業取得	<p>●<u>在園中で、就労から育児休業になった場合</u></p> <p><input type="checkbox"/>「就労証明書」 勤務先の証明を受けてください。 ※育児休業期間の証明が必要です。 ※復帰後、復職した証明が必要です。 ※既に保育利用をしている子どもの継続利用が必要な方。</p>

※記載内容について、町職員が事業所等に電話等により確認させていただくことがあります。

※その他、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

※①・②(世帯の状況によっては追加で③)を提出済みの方

で、書類の差し替えが生じた場合は、すみやかに提出してください。

※保育を必要とする事由により申し込みをされても、次の場合には入園できないことがあります。

・申込内容に虚偽があった場合

・定員に余裕がない場合

### ★世帯の状況により必要な書類

世帯の状況等	必要な書類	備考
ひとり親家庭	下記のいずれか1つ <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証の写し <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者証 <input type="checkbox"/> 事件係属証明書(裁判所発行) <input type="checkbox"/> 離婚協議中の証明書(行政書士作成)	※離婚を前提として別居している場合には、離婚成立前でも「ひとり親世帯」としてみなします。その場合は、裁判所が発行する「事件係属証明書」または行政書士が作成する「離婚協議中の証明書」を提出してください。
生活保護世帯	<input type="checkbox"/> 保護受給証明書の写し	町の担当課窓口で交付
単身赴任の保護者	<input type="checkbox"/> 就労証明書(所定様式:国様式)	※海外赴任の場合は、日本の雇用主が赴任先を就労証明書に記載し、就労時間等は空白でかまいません。